

別記 1（知事又は市長） 殿

厚生労働省社会・援護局長

生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める  
住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）

「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護の基準」という。）別表第 3 の 2 の規定に基づき、貴都道府県（市）における厚生労働大臣が別に定める額（以下「住宅扶助（家賃・間代等）の限度額」という。）が、下記 1 のとおり定められ、本年 7 月 1 日から適用することとされたので通知する。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 7 の 4 の（1）のオによる特別基準は、下記 2 のとおりとなるので、併せて通知する。

## 記

### 1 住宅扶助（家賃・間代等）の限度額

#### （1）世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額

住宅扶助（家賃・間代等）の額（月額）は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

	1 人	2 人	3 人～5 人	6 人	7 人以上
1 級地	別記 2	別記 3	別記 4	別記 5	別記 6
2 級地	別記 2	別記 3	別記 4	別記 5	別記 6
3 級地	別記 2	別記 3	別記 4	別記 5	別記 6

#### （2）床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額

ア（1）の規定にかかわらず、1 人世帯においては、住居等の床面積（専有面積に限る。以下同じ。）が、15 m<sup>2</sup>以下の場合、住宅扶助（家賃・間代等）の額（月額）は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

	11 m <sup>2</sup> ～15 m <sup>2</sup>	7 m <sup>2</sup> ～10 m <sup>2</sup>	6 m <sup>2</sup> 以下
1 級地	別記 7	別記 8	別記 9
2 級地	別記 7	別記 8	別記 9
3 級地	別記 7	別記 8	別記 9

ただし、次に掲げる当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合又は当該地域の住宅事情の状況により引き続き当該住居等に居住することがやむを得ないと認められる場合に該当する限りにおいては、(1)を適用することができるものであること。

- (ア) 通院又は通所（以下「通院等」という。）をしており、引き続き当該医療機関や施設等へ通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合
- (イ) 現に就労又は就学しており、転居によって通勤又は通学に支障を来すおそれがある場合
- (ウ) 高齢者、身体障害者等であって日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合など、転居によって自立を阻害するおそれがある場合

- イ 住居等の床面積は壁芯計算によるものとし、1 m<sup>2</sup>未満は切り上げること。
- ウ 被保護世帯の住居等に台所（グループホーム等における利用者への食事提供のための給食設備を含む。）、浴室（浴槽がある場合に限る。）及びトイレのいずれの設備（設備が専有か共有を問わない。）もある場合は、居室以外の専有面積が 8.5 m<sup>2</sup>あるものとみなし、8.5 m<sup>2</sup>に居室の床面積（専有部分に限る。）を加えた面積を当該住居等の床面積として取り扱って差し支えない。

なお、居室とは、居住するために継続的に使用する室をいい、居間、食堂、寝室、書斎その他の各個室を含み、玄関、廊下、階段、トイレ、洗面室、浴室、台所、収納設備等（押入れ、床の間、ロフトその他これらに類する設備をいう。）を含まない。

## 2 「生活保護法による保護の実施要領について」第7の4の(1)のオによる額

1の(1)の規定にかかわらず、1の(1)に定める額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、次に掲げる額（月額）の範囲内において、特別基準額の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
1 級地	別記 1 0	別記 1 1	別記 1 2	別記 1 3	別記 1 4	別記 1 5	別記 1 6
2 級地	別記 1 0	別記 1 1	別記 1 2	別記 1 3	別記 1 4	別記 1 5	別記 1 6
3 級地	別記 1 0	別記 1 1	別記 1 2	別記 1 3	別記 1 4	別記 1 5	別記 1 6

## 3 経過措置

本年6月30日において現に住宅扶助を受けている世帯であって、本年7月1日において引き続き住宅扶助を受けるもの（本年6月30日において、保護の申請中であって、当該申請に係る保護の決定処分が本年7月1日以降になされた場合において、住宅扶助を受けることとなった世帯及び保護が停止されている世帯（当該保護の停止前に住宅扶助を受けていた世帯に限る。）を含む。）が、上記1及び2の住宅扶助の基準額の適用を受けた場合に、本年6月まで適

用されている住宅扶助の基準額（以下「旧基準額」という。）の適用を受ける場合よりも、住宅扶助の給付額が減少するときは、次のいずれかの経過措置の適用について検討すること。

- (1) 世帯員が当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合として1 (2) アただし書 (ア) から (ウ) までのいずれかに該当する限りにおいては、引き続き、旧基準額を適用して差し支えない。
- (2) 引き続き、当該住居等に居住する場合であって、現在の生活状況等を考慮して、次のいずれかに該当する限りにおいては、それぞれ定める期間内において、引き続き旧基準額を適用して差し支えない。
  - ア 当該世帯に係る月額の家賃、間代等が、当該世帯に適用されている旧基準額を超えていない場合であって、当該世帯の住居等に係る建物の賃貸借契約等において、契約期間及び契約の更新に関する定めがある場合 本年7月1日以降に初めて到来する契約期間の満了日の属する月までの間
  - イ 当該世帯に係る月額の家賃、間代等が当該世帯に適用されている旧基準額を超えていない場合であって、当該世帯の住居等に係る賃貸借契約等において、契約期間の定めはあるが契約の更新に関する定めがないとき又は契約期間の定めがないとき 平成28年6月までの間
  - ウ 当該世帯に係る月額の家賃、間代等が、当該世帯に適用されている旧基準額を超えている場合であって、転居先を確保するため熱心かつ誠実に努力している場合 福祉事務所が行っている転居に係る指導において設定した期限（平成28年6月までに限る。）までの間。ただし、当該世帯の住居等に係る賃貸借契約等において、契約期間及び契約の更新に関する定めがある場合であって、当該設定した期限までの間に契約期間の満了日が到来するときは、当該満了日の属する月までの間とする。
- (3) (1) 又は (2) の経過措置が適用されている世帯について、本年7月1日以降に、世帯人員の減少又は増加等により、経過措置の適用がなければこれまで当該世帯に適用される限度額又は特別基準額と異なる限度額又は特別基準額が適用されることとなる場合は、該当する日の属する月をもって経過措置の適用は行わないこととすること。ただし、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯人員の減少又は増加等があった後6ヶ月間を限度として、引き続き旧基準額を適用して差し支えない。